

訪問介護事業所
まごころの手 いわき
重要事項説明書

訪問介護事業所まごころの手 いわき 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、訪問介護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	コンテック株式会社
代表者氏名	代表取締役 岡部 英明
所在地	茨城県日立市多賀町2-10-7
電話番号	0294-36-3405
設立年月日	昭和60年6月27日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護事業所まごころの手 いわき
いわき市指定 事業所番号	訪問介護 0770407997
指定年月日	平成28年9月1日
事業所所在地	福島県いわき市小名浜大原字東田74 渡辺ランビル204号室
連絡先	電話：0246-68-8018 FAX：0246-68-8019
通常の実業の 実施地域	いわき市

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	コンテック株式会社が設置する訪問介護事業所まごころの手いわき（以下「事業所」という。）において実施する訪問介護サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護の提供を確保することを目的とします。
-------	---

運 営 方 針	<p>①事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>②指定居宅介護等の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。</p> <p>③指定居宅介護等の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し利用者等の所在する市町村、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>④関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとします。</p>
---------	---

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営 業 日 及び 営 業 時 間	<p>月曜日から日曜日までとする。</p> <p>午前7時から午後7時</p>
サービス提供日 及び サービス提供時間	<p>月曜日から日曜日までとする。</p> <p>午前7時から午後7時。ただし、利用者からの特別な希望、緊急やむを得ない場合は、その時間を延長できるものとする。</p>

(4) 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	<p>管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。</p>	常勤職員 1名
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	<p>①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。</p> <p>②居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行います。</p> <p>③利用の申込みに係る調整や、従業者に対する技術指導等を行います。</p>	常勤職員 1名
従 業 者	<p>①居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。</p> <p>②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	常勤職員 (名) 非常勤職員 (名)

3 サービスの主たる対象者について

要介護者

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
生活援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

(2) 従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）

⑧利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分を事業者にお支払いいただきます。 1 単位：10.00 円

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	20 分以上 30 分未満	244 単位	利用者の負担割合 に応じた額
	30 分以上 1 時間未満	387 単位	
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 単位	
	1 時間 30 分以上 30 分増すごとに加算	82 単位	
生活援助	20 分以上 45 分未満	179 単位	
	45 分以上	220 単位	

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。 1 単位：10.00 円

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	200 単位	利用者の負担割合 に応じた額	1 月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。 1 単位：10.00 円

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	100 単位	利用者の負担割合 に応じた額	1 回につき (1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(4) その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。
・ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・ 家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費	利用者の別途負担となります。

5 利用料の請求及び支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月中旬までに請求しますので、請求月の末日までに、下記の方法によりお支払いください。

(ア) 事業所指定口座への振り込み

常陽銀行 多賀支店 普通 1595190 コンテック株式会社

(イ) 口座引落とし

お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

・ 訪問介護計画等の変更等

訪問介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 高原 妙子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険会社
- (2) 損害保険の種類 賠償責任保険
- (3) 損害保険の内容
 - ①死亡保険金 500 千円
 - ②後遺症保険金 15～500 千円

11 サービス内容に関する苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受 付 窓 口	窓 口 担 当 者	サービス提供責任者 高原 妙子
	苦情解決責任者	管理者 高原 妙子
	受 付 時 間	9：00～17：00（月～土）
	電 話 番 号	0246-68-8018
	F A X 番 号	0246-68-8019

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は福島県国民健康保険団体連合会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

いわき市役所 長寿介護課	所 在 地	いわき市平字梅本 21 番地
	受 付 時 間	8：30～17：15（月～金）
	電話番号・F A X	0246-22-7467・0246-22-7547
福島県国民健康保険 団体連合会 (苦情相談窓口専用電話)	所 在 地	福島市中町 3 番 7 号
	受 付 時 間	9：00～16：00（月～金）
	電話番号・F A X	024-528-0040・024-528-0989
平地域包括支援センター	所 在 地	いわき市平字梅本 21 番地
	受 付 時 間	8：30～17：15（月～金）
	電話番号・F A X	0246-22-1174・0246-22-7505

1 2 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 茨城県日立市多賀町2-10-7
 事業者名 コンテック株式会社
 代表者職・氏名 代表取締役 岡部 英明
 説明者職・氏名 サービス提供責任者 高原 妙子



私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 氏名

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者 氏名
続柄